

まん延防止等重点措置適用に伴う県の要請内容等（案）

資料2-2

▽ 本県は**まん延防止等重点措置適用地域**へ移行（期間：**9/13-9/30** 措置区域：**仙台市内**）
 → **県と仙台市**による「**独自の緊急事態宣言**」も重点措置期間に合わせ、**9月30日まで延長**

対象	地域	現行（緊急事態措置）	9/13-9/30（まん延防止等重点措置）	地域
県民	県内全域	日中も含めた不要不急の外出自粛（特に20時以降） 休業・時短要請に応じない飲食店等利用の自粛等	日中も含めた不要不急の外出自粛 時短要請をした時間以降に店舗等にみだりに出入りしない 時短要請に応じない飲食店等利用の自粛等	県内全域
飲食店	仙台市	酒類又はカラオケ設備提供飲食店への休業要請（飲食店の営業許可がないカラオケ店を含む）	全飲食店の時短要請：午前5時-午後8時 酒類提供終日停止（ 認証店は午前11時-午後7時可 ） カラオケ設備利用自粛（ 飲食主業のみ ）等	仙台市
	仙台市以外	上記以外の全飲食店の時短要請 午前5時-午後8時	全飲食店の時短要請：午前5時-午後8時 酒類提供： 午前11時-午後7時 カラオケ設備利用自粛（ 飲食主業のみ ）等 } 認証店は対象外	仙台市以外
イベント	県内全域	5,000人又は収容率50%（例外なし）の小さい方 開催時間：午前5時-午後9時等	5,000人又は収容率50%（大声なし100%） の小さい方 開催時間： 午前5時-午後9時 等	県内全域
その他の施設	仙台市	営業時間短縮：午前5時-午後8時（イベント開催午後9時） ※1,000㎡超は要請・1,000㎡以下は協力依頼	カラオケ設備利用自粛（カラオケボックス等を除く）の協力依頼 その他は左記の要請を継続	仙台市
	仙台市以外	酒類提供：終日停止・ カラオケ設備利用自粛の協力依頼	営業時間短縮：午前5時-午後8時（イベント開催午後9時） ※規模にかかわらず協力依頼 酒類提供：午前11時-午後7時・ カラオケ設備利用自粛（カラオケボックス等を除く）の協力依頼	仙台市以外

県民への要請内容【県内全域】

外出の自粛・感染防止対策の徹底等

現行（緊急事態措置）	変更後（まん延防止等重点措置）
<p>【法45条第1項・24条第9項等】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 混雑した場所への外出を半減するため、日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛すること（特に20時以降の不要不急の外出自粛）○ 感染対策が徹底されていない飲食店等及び休業・時短要請に応じない飲食店等の利用を厳に控えること（宅配・テイクアウトを除く）○ 県外との不要不急の移動、特に緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域等との往来は延期・自粛すること○ 外出や移動の必要がある場合は、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、マスク着用・手指衛生等の基本的な感染防止対策を万全にし、「三密」や「5つの場面」、混雑する場所・時間を避けること○ 飲酒を伴う大人数や長時間におよぶ会食・行事を自粛すること、会話の際のマスク着用を徹底すること、飲酒を伴わない場合も注意すること○ 飲食店の求める感染防止策に積極的に協力すること○ 路上・公園等における集団飲酒など感染リスクの高い行動を自粛すること○ ワクチン接種の有無に関わらず、基本的な感染防止対策を徹底すること○ 少しでも体調が悪い時は、医療機関に相談し、人との接触を避け、外出を控えること	<p>【法31条の6第1項・24条第9項等】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 混雑した場所への外出を半減するため、日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛すること（特に時短要請した時間以降、飲食店・要請施設等にみだりに出入りしないこと）○ 感染対策が徹底されていない飲食店等及び時短要請に応じない飲食店等の利用を厳に控えること（宅配・テイクアウトを除く） <p>左記の要請を継続</p>

飲食店への要請内容①

営業時間短縮等の要請

※県有施設を含む

地域	現行（緊急事態措置）	変更後（まん延防止等重点措置）
仙台市	<p>【法45条第2項に基づく要請】</p> <p>①酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等^{（注）}への休業要請</p> <p>※酒類及びカラオケ設備の提供を取り止める場合を除く</p> <p>※飲食業の許可を受けていないカラオケ店、利用者による酒類の店内持込みを認めている飲食店を含む</p>	<p>【法31条の6第1項に基づく要請】</p> <p>食品衛生法上の営業許可を取得している</p> <p>全ての飲食店^{（注）}（宅配・テイクアウトを除く）に対する</p> <p>①営業時間短縮要請：午前5時から午後8時まで</p> <p>②酒類提供の終日停止</p> <p>（例外）認証店^{（注）}は午前11時から午後7時まで酒類提供可 （※同一グループの同一テーブルへの入店案内原則4人以内が要件）</p>
仙台市以外	<p>②上記以外の全ての飲食店等^{（注）}への</p> <p>午前5時から午後8時までの営業時間短縮要請 （宅配・テイクアウトを除く）</p>	<p>【法24条第9項に基づく要請】</p> <p>食品衛生法上の営業許可を取得している</p> <p>全ての飲食店^{（注）}（宅配・テイクアウトを除く）に対する</p> <p>①営業時間短縮要請：午前5時から午後8時まで</p> <p>②酒類提供：午前11時から午後7時まで</p> <p>（例外）認証店^{（注）}は①②にかかわらず営業することも可能</p>
備考	<p>注1) 遊興施設・結婚式場のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は特措法に基づく要請の対象。結婚式場に対し、できるだけ短時間(1.5時間以内)、少人数(50人又は収容定員の50%のいずれか小さい方)での開催を働きかけ</p> <p>注2) ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は時短要請については対象外</p> <p>注3) 正当な理由なく要請に応じない場合、命令・過料(30万円以下)あり</p>	<p>注1) 遊興施設・結婚式場のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は特措法に基づく要請の対象</p> <p>注2) ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は時短要請については対象外</p> <p>注3) 正当な理由なく要請に応じない場合、命令・過料(20万円以下)あり</p> <p>注4) 「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店</p>

【参考】認証店数(9月7日現在)1,583店舗(うち仙台市内1,037店舗, 仙台市外546店舗)

飲食店への要請内容②

※県有施設を含む

その他の協力要請（感染防止対策）

地域	現行（緊急事態措置）	変更後（まん延防止等重点措置）
仙台市	<p>【法45条第2項に基づく要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者へのマスク会食実施の周知、 正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○ アクリル板の設置等 ○ 従業員への検査勧奨、入場者の整理等、発熱等 有症状者の入場禁止、 手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気等 <p>【法24条第9項に基づく要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ CO₂センサーの設置 ○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底 	<p>【法31条の6第1項に基づく要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者へのマスク会食実施の周知、 正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○ アクリル板の設置等 ○ 従業員への検査勧奨、入場者の整理等、発熱等 有症状者の入場禁止、 手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気等 ○ カラオケ設備の利用自粛 <u>（飲食を主業とする店舗でカラオケ設備がある店）</u> <p>【法24条第9項に基づく要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ CO₂センサーの設置 ○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底
仙台市 以外	同上	<p>【法24条第9項に基づく要請】</p> <p>上記と同様の要請</p>

【参考】9月13日以降における**認証店**の取扱いについて

地域	要請等	一般店（＝右記制度の認証を得ていない店舗）	認証店（みやぎ飲食店コロナ対策認証制度）
仙台市内	対象	食品衛生法上の営業許可を取得している 全ての飲食店 （宅配・テイクアウトを除く）	同左
	内容	①営業時間短縮要請：午前5時から午後8時まで ②酒類提供： 終日停止	①営業時間短縮要請：午前5時から午後8時まで ②酒類提供： 午前11時から午後7時まで <u>（※同一グループの同一テーブルへの入店案内原則4人以内が要件）</u>
	協力金	期間を通じて、上記①②両方の要請に応じた店舗に支給 （※一般店は時短要請に応じても、酒類を提供した場合、協力金の対象外）	期間を通じて、上記①②両方の要請に応じた店舗に支給 <u>（※認証店は時短要請に応じ、かつ、提供時間を守れば酒類を提供しても協力金の対象）</u>
仙台市以外	対象	食品衛生法上の営業許可を取得している 全ての飲食店 （宅配・テイクアウトを除く）	<u>認証店は左記①②にかかわらず営業することも可能</u> <u>なお、左記①②両方の営業時間短縮及び酒類提供制限に応じた認証店には協力金を支給</u>
	内容	①営業時間短縮要請：午前5時から午後8時まで ②酒類提供：午前11時から午後7時まで	
	協力金	期間を通じて、上記①②両方の要請に応じた店舗に支給	
共通	備考	感染防止対策のための「 その他の協力要請 」は 一般店・認証店に関わらず要請の対象	

イベント主催者等への要請内容【県内全域】

要請	現行（緊急事態措置）	変更後（まん延防止等重点措置）														
開催制限等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5,000人又は収容率50%のいずれか小さい方 ○ 時短要請：午前5時-午後9時 <table border="1"> <thead> <tr> <th>人数上限</th> <th>収容率</th> <th>開催時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000人</td> <td>50%^注 (収容率の例外なし)</td> <td>午前5時～ 午後9時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(特例なし・収容率は必ず50%以内)</p>	人数上限	収容率	開催時間	5,000人	50% ^注 (収容率の例外なし)	午前5時～ 午後9時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5,000人又は下記収容率のいずれか小さい方 ○ 時短要請：午前5時-午後9時 <table border="1"> <thead> <tr> <th>人数上限</th> <th colspan="2">収容率</th> <th>開催時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000人</td> <td>大声なし 100%</td> <td>大声あり 50%^注</td> <td>午前5時～ 午後9時</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。</p>	人数上限	収容率		開催時間	5,000人	大声なし 100%	大声あり 50% ^注	午前5時～ 午後9時
	人数上限	収容率	開催時間													
5,000人	50% ^注 (収容率の例外なし)	午前5時～ 午後9時														
人数上限	収容率		開催時間													
5,000人	大声なし 100%	大声あり 50% ^注	午前5時～ 午後9時													
感染防止等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ（COCOA）、みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）の導入・名簿作成などの追跡対策を徹底すること ○ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントを開催する際には、イベントの開催要件等について、県に事前に相談すること ○ 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応すること 															

注) チケット販売の取扱い

- 国の事務連絡の発出日である9月9日から最大3日間の周知期間終了時点(遅くとも9月12日)までにチケット販売が開始された場合(優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの)には、周知期間終了時点(遅くとも9月12日)までに販売されたものに限り、上表の「開催制限等」は適用せず、販売したチケットをキャンセル不要と扱うこと。
- また、周知期間終了後(遅くとも9月13日)から上記「開催制限等」を満たさないチケットの新規販売の停止を継続又は実施すること。
- 上記周知期間後(9月13日以降)に販売開始されるものは、上記「開催制限等」を満たすこと。

飲食店以外の施設への要請内容【仙台市内①】

※県有施設を含む

イベント関連施設・
イベントを開催する
場合がある施設

令11条 第1項	4号	劇場、観覧場、演芸場、映画館等
	5号	集会場、公会堂
	6号	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール
	8号	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
	9号	運動施設、遊技施設（体育館、ボウリング場、スポーツクラブ等）
	10号	博物館、美術館等

項目	現行（緊急事態措置）	変更後（まん延防止等重点措置）
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ○午前5時から午後8時まで（イベント開催時は午後9時まで）の営業時間の短縮 ※オンライン配信を除く ※映画館については午後9時まで ○カラオケ設備使用自粛 ○業種別ガイドラインの遵守 ○入場整理等の徹底・HP等での周知 ○酒類提供の終日停止 	<ul style="list-style-type: none"> ○午前5時から午後8時まで（イベント開催時は午後9時まで）の営業時間の短縮 ※オンライン配信を除く ※映画館については午後9時まで ○カラオケ設備使用自粛（カラオケボックスを除く） <p>左記の要請を継続</p>
備考	※営業時間の短縮は、1,000㎡超は法24条9項に基づく要請、1,000㎡以下は法に基づかない協力依頼 ※「酒類の提供」には利用者による酒類の店内持込みを含む。	

飲食店以外の施設への要請内容【仙台市内②】

※県有施設を含む

参加者等が自由に移動でき、入場整理等の徹底が推奨される施設

令 11 条 1 項	7号	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 等
	9号	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等
	11号	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等
	12号	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等

	現行（緊急事態措置）	変更後（まん延防止等重点措置）
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ○午前5時から午後8時まで（イベント開催時は午後9時まで）の営業時間の短縮 ※生活必需物資除く ○カラオケ設備使用自粛 ○酒類提供の終日停止 ○業種別ガイドラインの遵守 ○入場整理等の徹底・HP等周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○午前5時から午後8時まで（イベント開催時は午後9時まで）の営業時間の短縮 ※生活必需物資除く ○カラオケ設備使用自粛 <u>（カラオケボックスを除く）</u> 左記の要請を継続
備考	<p>※営業時間の短縮は、1,000㎡超は法24条第9項に基づく要請、1,000㎡以下は法に基づかない協力依頼</p> <p>※大規模商業施設の管理者等は法45条第2項、百貨店の地下食品売場等の管理者等は法24条9項に基づき入場者の整理等(人数管理・制限、誘導等)を要請</p> <p>※正当な理由なく法45条第2項の要請に応じない場合、命令・過料(30万円以下)あり</p>	<p>※営業時間の短縮は、1,000㎡超は法24条第9項に基づく要請、1,000㎡以下は法に基づかない協力依頼</p> <p>※大規模商業施設の管理者等は法31条の6第1項、百貨店の地下食品売場等の管理者等は法24条9項に基づき入場者の整理等(人数管理・制限、誘導等)を要請</p> <p>※正当な理由なく法31条の6第1項の要請に応じない場合、命令・過料(20万円以下)あり</p>

対象施設（11号）	現行（緊急事態措置）	変更後（まん延防止等重点措置）
ネットカフェ、マンガ喫茶など	<ul style="list-style-type: none"> ○酒類の提供終日停止 ○入場整理等の徹底・HP等周知 ○業種別ガイドラインの遵守 ○カラオケ設備の使用自粛 	左記の要請を継続

※「酒類の提供」には利用者による酒類の店内持込みを含む。

飲食店以外の施設への要請内容【仙台市を除く県内全域①】

※県有施設を含む

イベント関連施設・
イベントを開催する
場合がある施設

令11条 第1項	4号	劇場、観覧場、演芸場、映画館 等
	5号	集会場、公会堂
	6号	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール
	8号	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
	9号	運動施設、遊技施設（体育館、ボウリング場、スポーツクラブ等）
	10号	博物館、美術館等

項目	現行（緊急事態措置）	変更後（まん延防止等重点措置）
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ○業種別ガイドラインの遵守 ○午前5時から午後8時まで （イベント開催時は午後9時まで）の営業時間の短縮 ※オンライン配信を除く ※映画館については午後9時まで ○入場整理等の徹底・HP等での周知 ○酒類提供の終日停止 ○カラオケ設備の使用自粛 	<ul style="list-style-type: none"> ○業種別ガイドラインの遵守 ○午前5時から午後8時まで （イベント開催時は午後9時まで）の営業時間の短縮 ※オンライン配信を除く ※映画館については午後9時まで ○入場整理等の徹底・HP等での周知 ○酒類の提供：午前11時から午後7時まで ○カラオケ設備使用自粛（カラオケボックスを除く）
備考	<p>※「酒類の提供」には利用者による酒類の店内持込みを含む。 ※営業時間の短縮は、1,000㎡超は法24条9項に基づく要請、 1,000㎡以下は法に基づかない協力依頼</p>	<p>※「酒類の提供」には利用者による酒類の店内持込みを含む。 ※営業時間の短縮は、協力依頼（法に基づかない依頼）</p>

飲食店以外の施設への要請内容【仙台市を除く県内全域②】

※県有施設を含む

参加者等が自由に移動でき、入場整理等の徹底が推奨される施設

令 11 条 1 項	7号	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 等
	9号	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等
	11号	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等
	12号	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等

	現行（緊急事態措置）	変更後（まん延防止等重点措置）
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ○午前5時から午後8時まで（イベント開催時は午後9時まで）の営業時間の短縮 ※オンライン配信を除く ※映画館については午後9時まで ○業種別ガイドラインの遵守 ○入場整理等の徹底・HP等での周知 ○酒類提供の終日停止 ○カラオケ設備使用自粛 	<ul style="list-style-type: none"> ○午前5時から午後8時まで（イベント開催時は午後9時まで）の営業時間の短縮 ※オンライン配信を除く ※映画館については午後9時まで ○業種別ガイドラインの遵守 ○入場整理等の徹底・HP等での周知 ○酒類の提供：午前11時から午後7時まで ○カラオケ設備使用自粛（カラオケボックスを除く）
備考	<p>※「酒類の提供」には利用者による酒類の店内持込みを含む。 ※営業時間の短縮は、1,000㎡超は法24条第9項に基づく要請、1,000㎡以下は法に基づかない協力依頼 ※大規模商業施設の管理者等は法45条2項、百貨店の地下食品売場等の管理者等は法24条9項に基づき入場者の整理等（人数管理・制限、誘導等）を要請 ※正当な理由なく法45条2項の要請に応じない場合、命令・過料（30万円以下）あり</p>	<p>※「酒類の提供」には利用者による酒類の店内持込みを含む。 ※営業時間の短縮は、協力依頼（法に基づかない依頼）</p>

対象施設（11号）	現行（緊急事態措置）	変更後（まん延防止等重点措置）
ネットカフェ、マンガ喫茶など	<ul style="list-style-type: none"> ○酒類の提供：終日停止 ○入場整理等の徹底・HP等周知 ○業種別ガイドラインの遵守 ○カラオケ設備の使用自粛 	<ul style="list-style-type: none"> ○酒類の提供：午前11時から午後7時まで ○入場整理等の徹底・HP等での周知 ○業種別ガイドラインの遵守 ○カラオケ設備の使用自粛

【参考】入場者の整理等について

大規模商業施設の管理者等（法31条の6第1項）や
百貨店の地下食品売場等の管理者等（法24条第9項）に対して「**入場者の整理等**」を要請

入場者の
整理等

- ① 入場者が**密集しないよう整理・誘導する等**の措置
- ② 施設の入場者の**人数管理・人数制限等**の措置

双方を含む

人数管理・人数制限（事例）

施設全体での措置

- ✓ 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し**人数管理**を行う
- ✓ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により**人数制限**を行う

売場別の措置

- ✓ 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のWeb登録等により**人数管理**を行う
- ✓ 一定以上の入場ができないよう**人数制限**を行う
- ✓ アプリで混雑状況を配信できる体制を構築する

飲食店以外の施設への要請内容【県内全域】

※県有施設を含む

令11条 1項	対象施設	現行（緊急事態措置）	変更後（まん延防止等重点措置）	
1-3号	幼稚園、小学校、中学校、高校、 保育所、介護老人保健施設、大学	業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項） 学校等における感染リスクの活動等の制限、 大学等における遠隔授業も活用した学修者 本位の効果的な授業の実施等（協力依頼）	現行の要請を継続	
5号	葬祭場	業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項） <u>酒類提供の終日停止（協力依頼）</u>	仙台市	業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項） <u>酒類提供の終日停止（協力依頼）</u>
			仙台市 以外	業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項）
7号	スーパー、コンビニ、ガソリンスタンドなど （生活必需物資）	業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項）	現行の要請を継続	
10号	図書館	業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項） 入場整理の働きかけ（協力依頼）	現行の要請を継続	
12号	銭湯、理容店、美容店、質屋、 貸衣装屋、クリーニング店等 （生活必需サービス）	業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項） 入場整理の働きかけ（協力依頼） <u>酒類提供の終日停止（協力依頼）</u> <u>カラオケ設備の利用自粛（協力依頼）</u>	仙台市	業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項） 入場整理の働きかけ（協力依頼） <u>酒類提供の終日停止（協力依頼）</u> <u>カラオケ設備の利用自粛（協力依頼）</u>
			仙台市 以外	業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項） 入場整理の働きかけ（協力依頼）
13号	自動車教習所、学習塾	業種別ガイドラインの遵守（法24条第9項） オンラインの活用等の働きかけ（協力依頼）	現行の要請を継続	

※「酒類の提供」には利用者による酒類の店内持込みを含む。

※「業種別ガイドラインの遵守」については、令11条第1項に該当しない施設についても法24条9項に基づく要請を行う。

【参考】公立の施設等の取扱いに関する県の考え方

【令和3年8月26日決定】

- **本県が緊急事態措置区域に指定されている期間中**においては、県内の公立の施設等は**原則として休館**又は**利用の自粛**を呼びかけるものとする。
- ただし、屋外施設、図書館、既に利用予約がある施設や販売済み前売り券がある展示等を実施している施設等については、イベント関連施設等に要請している営業時間短縮、規模要件等に沿った施設の使用や各施設の特性に対応する「業種別感染拡大予防ガイドライン」等を遵守するなど、感染防止対策を徹底した上で開館を継続できるものとする。
- また、各施設等の設置者が利用者の特性や利用形態等を考慮し、必要と判断したものについては開館を継続できるものとする。



9月12日をもって**本県が緊急事態措置区域から除外**されることを受け、上記「**考え方**」についても**同日をもって終了**するものとする。

(=他の民間施設と同様、先のスライドに記載している施設制限等を受けることとなる。)

その他の協力依頼【県内全域】

対象	現行（緊急事態措置）	変更後（まん延防止等重点措置）
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防犯対策上必要なものを除き、<u>屋外照明の夜間消灯</u>を行うこと ○ 20時以降の不要不急の外出自粛徹底することを踏まえ、事業継続に必要な場合を除き、<u>20時以降の勤務を抑制</u>すること ○ 職場でのクラスター発生を踏まえ、休憩時間や社員寮等の集団生活の場も含めた感染防止対策を徹底すること ○ 従業員等に飲食を伴う懇親会等を控えるよう求めること ○ <u>在宅勤務（テレワーク）の活用</u>や休暇取得の促進等により<u>出勤者数の7割削減を目指す</u>とともに、接触機会の低減に向け、出勤を要する職場でもローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取組を強力に推進すること 	<p>（終了）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員等に対し、<u>時短要請した時間以降</u>、<u>飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること</u> <p>左記の要請を継続</p>
大学等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学生に対し、<u>20時以降の不要不急の外出自粛を求めること</u> ○ 学生に対し、飲食を伴う行事等を控えるよう求めること ○ 学生に対し、<u>積極的なワクチン接種を勧奨</u>すること ○ 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保すること ○ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策等について学生等に注意喚起を徹底すること ○ 学校内での行事は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学生に対し、<u>時短要請した時間以降</u>、<u>飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること</u> <p>左記の要請を継続</p>